

1. 新型コロナウイルス感染症対策について

(3) 教育問題



新型コロナウイルス感染症による学校の休業措置で児童生徒の学習に遅れが生じています。今後、どのようにして遅れを取り戻してゆくのかということが大きな課題となって参ります。しかし、この問題は単に 1 日あたりの授業時間を通常より増やすというような単純な問題ではないと思います。

短期間で通常以上のカリキュラムを詰め込むこととなります。したがって、現場を受け持つ教師と児童生徒の負担は大きくなり、双方ストレスをため込むことになりかねません。特に、受験を控える学年は猶更のことです。

そこで、遅れたカリキュラムを取り戻し、併せて、教師の負担を軽減する観点から、例えば、引退して間もない OB 教師や大学生・大学院生を臨時雇用するなどして現場のマンパワーを補充するなどの措置を考えてはどうか、教育長のご所見をお聞きします。

また、各学校においては、限られた期間の中で遅れたカリキュラムを取り戻すために、指導計画の見直しや学校行事の精選が進められていますが、教師がカリキュラムの消化を急ぐあまりに児童生徒と向き合う心の余裕を無くしたり、児童生徒にとっても詰め込み授業ばかりの楽しくない学校になってしまったりすることが懸念されます。

そこで、県教育委員会として、カリキュラムの見直しや学校行事の精選についての考え方やガイドラインを示すことによって、教育現場の教師の心理的負担の軽減や、児童生徒の楽しい学校生活の維持を図るべきと考えますが、教育長のご所見をお聞きいたします。

また、成長過程にある児童生徒にとって学校生活は、友達と体を動かしたり、部活動で汗をかいたりする場所であるにもかかわらず、長期間の臨時休業を余儀なくされ大変に窮屈な生活を強いられることとなりました。そのため、学校での運動機会を奪われた児童生徒の体力は低下傾向にあることが懸念されています。

そこで、長期の臨時休業によって低下した体力をどのように培ってゆくのか

についてもお聞かせください。

そして、運動会や修学旅行などの学校行事の実施は所管の教育委員会内の学校によってその扱いがバラバラとなってしまうのは、教育の平等性の観点から、また、児童生徒の心の観点から、公教育の観点からも適切ではないのではないのでしょうか。そこで、市町村教育委員会に対し、学校行事についての均等な取り扱いを要請すべきと考えますが、教育長のご所見をお聞きしたいと思います。



ところで、本県では高校総体や高校野球、中体連などの体育大会が、地方大会、全国大会を通じて中止となりました。また、吹奏楽コンクールやマーチングコンテストなど文化芸術の大会も中止となっています。このようにスポーツ・文化関係の行事や大会が軒並み中止となった事実は、高校の推薦入試に少なからず影響を及ぼすと考えていますが、県教育委員会としてどのように対応していくのかお答えください。

さて、今後、第2波が到来することも予想しておかなければなりません。第2波到来になれば、再度、休校という状況が生じる可能性があります。児童生徒の教室における学習は困難になり、オンライン授業の実施要請が、これまでになく強まると予想されます。そこで、まずは、今回の臨時休業期間中における本県公立小・中学校及び県立高校におけるオンライン授業の実施状況についてお答えください。

この、オンライン授業を実施するためには、学校施設と児童生徒の家庭の双方に ICT 環境が必要となってきます。学校の ICT 環境については、国が進めている「GIGA スクール構想」の実現に向け、各自治体が必要な環境整備に取り組んでいると聞いておりますが、家庭における ICT 環境は各家庭でバラバラではないのでしょうか。経済格差が教育格差につながることを遮断することが政府の方針であり、福岡県も同様の思いであると思います。家庭の ICT 環境が整っていない児童生徒には、タブレット端末や Wi-Fi ルーター等を貸し与えることで必要な環境が整備されると思いますが、そういった機器が市場に不足しているため、整備したくてもできない状況にあるとも聞き及んでおります。ただ、こういった状況にあっても、児童生徒の学習機会を確保するため何らかの

支援策を加速化させるべきだと思います。そこで、本県の県立学校ではどういった対策を講じて児童生徒への支援を行っていくのかお答えください。

さて、コロナ対応で県立図書館は閉鎖、貸出しの中止が行われました。県立図書館に電子図書の貸し出し事業を行うことが出来れば、県民は外出することなく、また、図書館は閉鎖された状態でも、図書を借りることが出来るのではないのでしょうか。この点、電子図書の貸し出し事業については本年度の実施が予定されているとお聞きいたしました。そこで、第2波の襲来に備える意味でも、電子図書の貸し出し事業を出来るだけ前倒しして実施して頂きたいと思いますが、教育長のご所見をお聞きしたいと思います。

また、県民に安心して図書館を利用して頂くために、県立図書館としては、どのような対策を講じようとしているのかについてもお聞かせ下さい。

【城戸教育長の答弁】

◆現場のマンパワーの補充について

長期の臨時休業の影響から、各学校では、補充的な学習等、一人一人の学習定着度に応じたきめ細かな指導に対応するため、学校の指導体制の充実を図ることが必要となっています。

このため、県教育委員会では、国の加配定数を活用するとともに授業や学習指導を補助する指導員等の活用を計画しており、この任用には、経験豊かな退職教員や、教員志望の大学生等の人材の活用を想定しているところです。

◆カリキュラムの見直し及び学校行事の精選の考え方などについて

長期の臨時休業からの学校再開にあたって、各学校では年度当初に策定した年間指導計画を見直す必要がありますが、限られた期間で「学びの保障」を実現するためには、教員・児童生徒の双方に過度な負担がかからないようにする必要があると考えています。

年間指導計画の見直しについては、当初予定していた内容をそのまま短期間に詰め込むのではなく、例えば教科や単元の指導順序の変更や、他教科等の類似の指導内容の関連づけ等による、効率的、効果的な指導について具体的な例示を行っています。

また、学校行事の精選は、授業時数確保や感染予防のため、ある程度は必要であるものの、児童生徒の学校生活へのモチベーションの維持には重要なもの

であり、児童生徒の知・徳・体のバランスのとれた生きる力をはぐくむことを基本として、各学校において検討するよう依頼しているところです。

◆長期間の臨時休業によって低下した体力をどう培っていくのかについて

長期間にわたる臨時休業や外出の自粛要請に伴い、外に出る機会が少なくなったことから、運動不足となり体力が低下している児童生徒もいると危惧しています。

県教育委員会としては、低下した体力の向上を図るため、まずは児童生徒の体力の現状を正しく把握すること、次に実態に応じて段階的に指導するなど授業を工夫すること、併せて授業以外でも運動する機会を年間を通じて創り出すことについて、各学校を指導しているところです。

また、授業等における運動の実践に当たっては、県体育研究所から指導者を派遣するなど、学校の要請に応じて支援していきます。

◆学校行事の均等な取り扱いについて

各学校が学校行事の実施について判断する際には、市町村内における校長会等により、実施の有無や時期 内容等について、一定の共通理解の下で調整されることが多いと聞いています。

各市町村教育委員会においては、それぞれの行事の教育的意義に加え、地域の実情や児童生徒の心情などに配慮して、適切に対応していただきたいと考えています。

◆推薦入試における対応について

新型コロナウイルスの影響により、様々なスポーツ・文化関係の大会等が中止や延期となっていることを踏まえ、来年度の県立高校の推薦入試については、志願者が安心して受験できるよう配慮が必要であると考えています。

このため、大会等に参加できなかったことが志願者の不利益とならないよう、出願資格の設定や選考に当たって、中学校3年間の活動状況などを総合的に評価することを、今月8日付で市町村教育委員会に通知したところです。

◆公立小・中学校及び県立高校におけるオンライン授業の実施状況について

公立小・中学校を所管する市町村教育委員会に対して実施した、臨時休業中の家庭学習についての調査では、オンライン学習として動画やデジタル教材の活用を行ったのは9市町、双方向型のオンライン指導を行ったのは1市でしたが、この調査後にも、いくつかの市町村において取り組みを開始したことを承

知しています。

県立高校では、57校でテレビ会議システムによる同時双方向での学習活動やホームルーム活動を実施し、71校でオンデマンドによる授業動画や自作教材などの配信を行っています。

◆家庭にオンライン授業環境が整っていない児童生徒への支援について

現在、県立学校については、児童生徒に貸与するためのタブレット型パソコンなど、必要な機器の整備を進めているところです。

しかしながら、これらの機器が市場で不足している状況があることから、暫定的な対応として、オンライン学習にも活用できるレンタルスマートフォンを一部配備したところです。

今後とも、可能な限り速やかに必要な機器が整備できるよう取り組んでまいります。

◆県立図書館における電子図書の貸出について

県立図書館では、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律の趣旨を踏まえ、障がいのある方に対する図書館サービスの充実・向上のため、今年度から、一部電子図書の購入を計画しています。

購入した電子図書の貸出は、外出を控える、密集、密接を回避するといった新型コロナウイルス感染対策にも一定程度つながると考えられることから、今後、できる限り早期の実施を検討してまいります。

◆県立図書館を安心して利用していただくための対策について

現在、県立図書館では、換気や消毒などの一般的な感染症対策に加え、サーモカメラによる発熱者の入館制限や閲覧席を半減し対面を避ける取り組みなどを行っています。

今後、これらの取り組みに加え、利用者が更に安心して図書館を利用できるよう、図書消毒機や閲覧席に飛沫感染防止用のパネルの設置などの対策を行ってまいりたいと考えています。